

## 助成金に関してのよくあるご質問

| お問い合わせ                               | 財団よりの回答                                                                                                                               |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 助成事業の対象となる事業費とは                      | 原則として、スポーツ事業に必要な全ての経費が対象になります。主に、会場設営費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、スポーツ用具費、講師・審判等への謝礼、旅費等です。                                                     |
| 対象となる種目について                          | 新潟県内スポーツ競技全般が対象です。                                                                                                                    |
| 活動実績について                             | 新潟県のスポーツの振興に関する事業を積極的に行い、奨励しまたは自ら行い、かつ当該団体（任意団体含む）として3年以上継続して活動していることが条件です。<br>新規事業をご申請の場合、過去の決算報告書等の資料の添付が必要になります。                   |
| 予算に国外経費（飛行機代、海外での滞在経費）を計上可能か         | 特に制約はありません。                                                                                                                           |
| 予算に保険料を計上可能か                         | 可能です。                                                                                                                                 |
| 審査について                               | 当財団の選考委員会にて行います。                                                                                                                      |
| 合否の通知について                            | 決定後、合否に速やかに郵送にて連絡いたします。                                                                                                               |
| 助成金の交付について                           | 指定の口座に振り込みます。                                                                                                                         |
| 事業の報告について                            | 事業が完了してから2ヶ月以内に「青少年スポーツ振興に関する助成金事業実施報告書」にて、財団宛に報告してください。                                                                              |
| 助成金の経理について                           | 助成金を受けた団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して記録し、その支出内容を証する書類を整備しておいてください。<br>「青少年スポーツ振興に関する助成金事業実施報告書」にて報告いただきます。                             |
| 同期間内での1件以上の事業の申請は可能か                 | 特に制約はありません。                                                                                                                           |
| 否認された事業を次の申請期間（あるいは次年度）に再度申請することは可能か | 実施時期に問題がなければ、可能です。                                                                                                                    |
| 対象団体であることを証明する書類とは                   | 履歴事項全部証明書（写し）、定款または寄付行為等の規約（写し）、前年度会計報告および事業報告（写し）等の書類です。                                                                             |
| 毎回どのくらいの申請があるのか                      | 2024年度は95事業からの申請があり、94事業へ助成を行いました。                                                                                                    |
| どのような事業が対象になるのか                      | 2024度事業報告・決算書に交付団体および事業をホームページに記載しておりますので一例としてご参照ください。<br>( <a href="https://yoneyamaminoru-f.org">https://yoneyamaminoru-f.org</a> ) |